

令和7年7月17日  
トラック輸送における取引環境・労働時間改善島根県地方協議会

# 島根運輸支局からの周知事項・取組報告

---

## 中国運輸局島根運輸支局

# 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

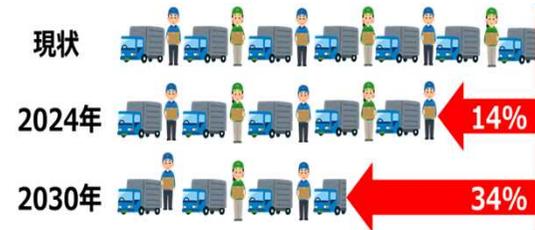
## 背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。

→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



## 改正法の概要

### 1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

○①**荷主**\*1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

\*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

### 【流通業務総合効率化法】

【荷主等が取り組むべき措置の例】<パレットの導入>



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

### 2. トラック事業者の取引に対する規制措置

### 【貨物自動車運送事業法】

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け\*2。

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**\*3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

\*2-3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

### 3. 軽トラック事業者に対する規制措置

### 【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。

○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

## すべての事業者

○①**荷主\***（発荷主、着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のため**に取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

\* 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

## 一定規模以上の事業者

○上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

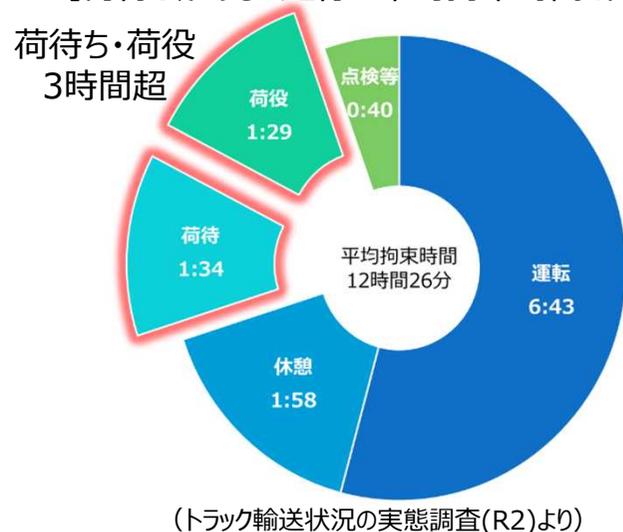
※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

--- 【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】

--- 【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】

--- 【荷主等が取り組むべき措置の例】



取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載率の向上	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

# 荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント

- **すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。（令和7年4月1日より施行）

## ① 積載効率の向上

- ・ 共同輸配送や帰り荷の確保
- ・ 適切なリードタイムの確保
- ・ 発送量・納入量の適正化 等



地域における配送の共同化

## ② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入
- ・ 混雑時間を回避した日時指定 等



トラック予約受付システムの導入

## ③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- ・ タグ等の導入による検品の効率化
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



パレットの利用や検品の効率化

# 特定事業者の指定基準等のポイント（※来年（2026年）4月施行予定）

- 全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるような基準値を設定。

### 特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上  
（上位3,200社程度）

### 特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上  
（上位70社程度）

### 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上  
（上位790社程度）

- **物流統括管理者（CLO）**は、**事業運営上の重要な決定に参画**する管理的地位にある**役員等から選任**。

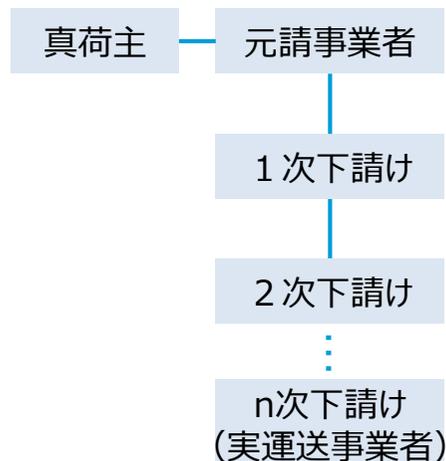
物流業界の多重下請構造是正に向けた取組につなげるとともに、実運送事業者の適正運賃収受を図る。

- **運送契約締結時**に、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面の交付**を**義務付け**\*。【法第12条、第24条第2項・第3項関係】
- 利用運送を行うときに**委託先への発注適正化（健全化措置）**について**努力義務**\*を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、健全化措置に関する**運送利用管理規程**の作成・**運送利用管理者**の選任を**義務付け**。【法第24条第1項、法第24条の2～第24条の4関係】
- **元請事業者**に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。また、**各事業者**に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を**義務付け**。【法第24条の5関係】

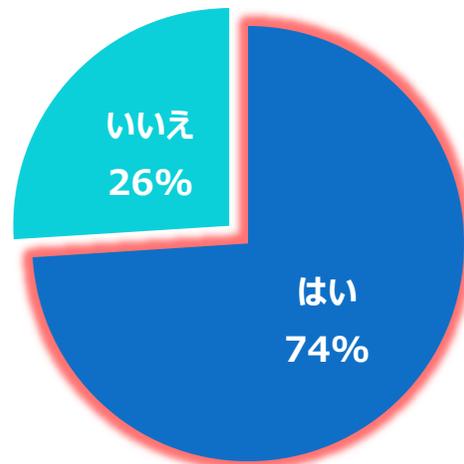
\* 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

⇒ **令和7年4月1日施行**

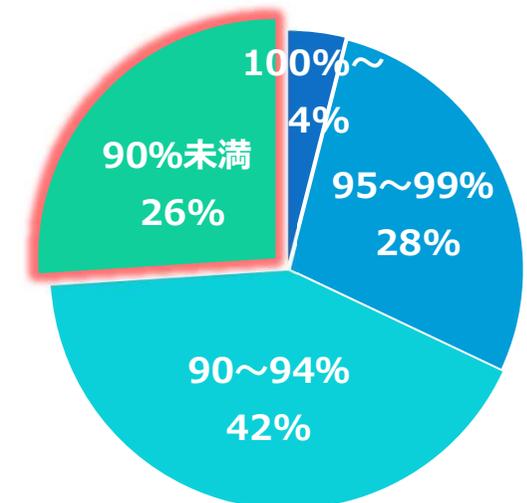
----- 【多重下請構造のイメージ】 -----



----- 【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】 -----



----- 【他のトラック事業者に委託する際の下請金額は、請け負った金額の概ね何%か】 -----



※調査対象としている下請行為は元請けから1次下請け、1次下請けから2次下請け等のケースを含む。  
（令和4年度末に国土交通省が実施した貨物自動車運送事業者を対象としたアンケート調査より）

令和6年3月22日に告示により、現在の貨物自動車運送事業者の標準的運賃を示しております。

### 標準運賃の変遷

○令和2年4月24日告示（標準運賃）  
島根県内では約9割の事業者が届出済み



○令和6年3月22日告示（標準運賃）

- ・令和2年告示により届出をした事業者について、令和6年告示運賃を適用する場合には運賃の届出は不要。（みなし適用）
- ・そのため、令和2年の届出を行った島根管内の9割の事業者はそのほとんどの事業者が令和6年の標準運賃を使用しているものと考えられる。

標準的な運賃と異なる運賃を収受したことのみをもって、罰則等のペナルティはない。

### 運送事業者

以下のような事例に該当する場合には行政処分の対象となる。

- ・事業用自動車の必要な点検整備の未実施
  - ・最低賃金以下の低い賃金の支払い
  - ・社会保険の未加入等により不当に原価を抑えて事業を行う
- といった法令違反が確認された場合

### 荷主

以下のような事例に該当する場合にはトラック法附則第 1 条の 2 に基づく荷主への要請等を行う。

- ・設定した運賃額より低い運賃で運送委託等を行う等により、下請法・独占禁止法に違反  
⇒荷主の行為が運送事業者の法令違反の原因となるおそれがある場合  
(例：不当に低い運賃額の支払いが運送事業者における過労運転・過積載運行を招く等)

## トラック・物流Gメンとは？

トラック・物流Gメンは、適正運賃の収受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」の他、**違反原因行為**の疑いのある荷主・元請事業者**本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

### 【働きかけの実例】

#### ケース① 運賃・料金等の不当な据置き

(農産物取扱企業・真荷主)

##### - 働きかけ後の改善策 -

燃料サーチャージ、運賃についてはトラッシュも含む全ての輸送重量に対して積荷料金を支払うことに



### 【要請の実例】

#### ケース① 長時間の荷待ち

(製造業・発荷主)

##### - 働きかけ後の改善策 -

「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」など) を実施



#### ケース② 依頼(契約)になかった附帯作業

(食品製造卸会社・真荷主等)

##### - 働きかけ後の改善策 -

作業範囲、運送料金、作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結



#### ケース② 過積載運行の要求

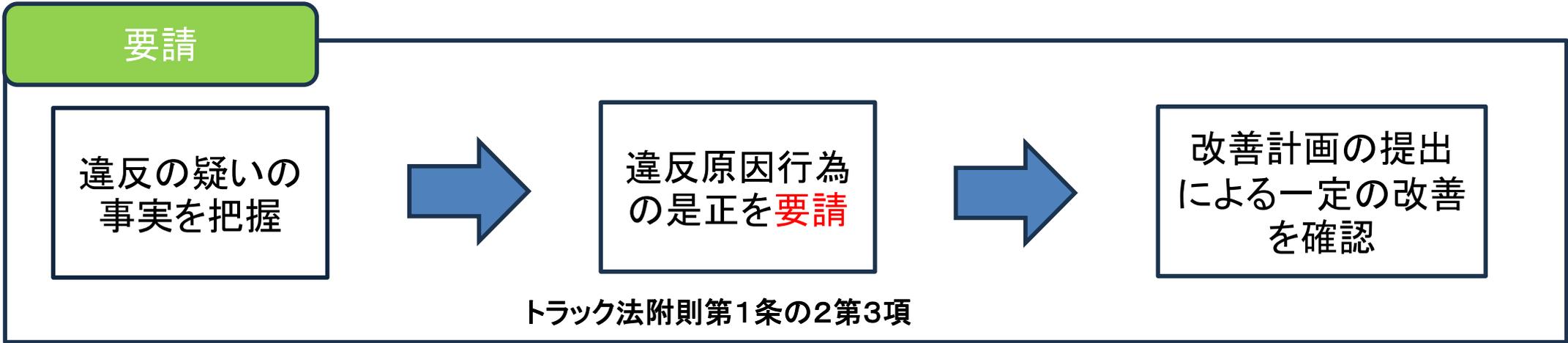
(運送事業者・元請)

##### - 働きかけ後の改善策 -

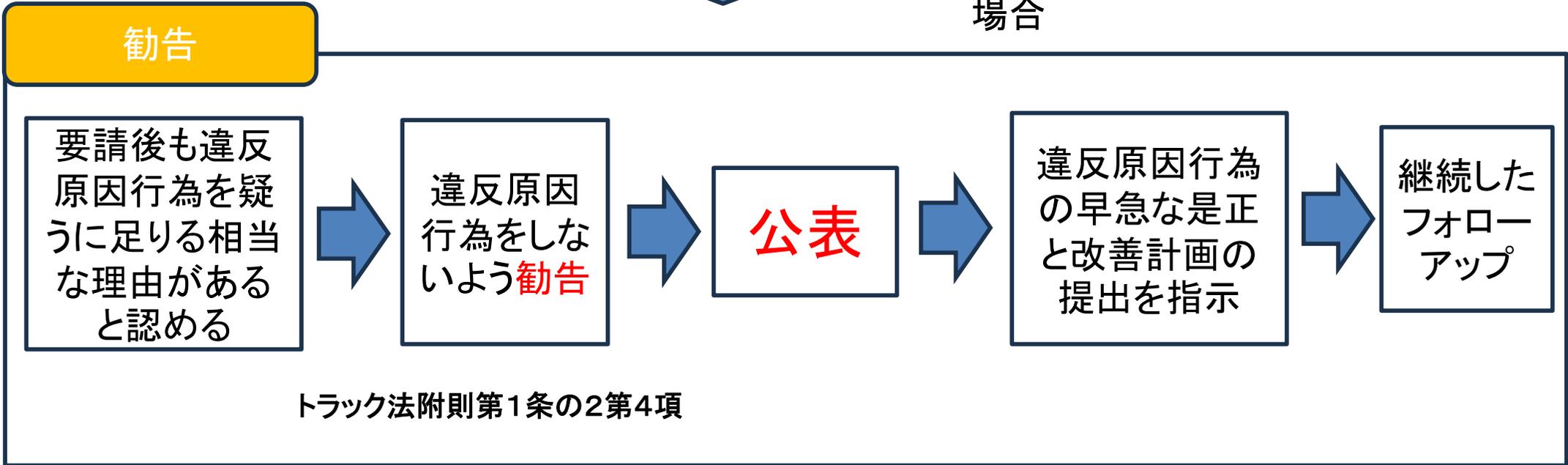
当該違反原因行為の防止に向けた全社レベルの対策強化に着手



# 要請、勧告の流れ（島根県内では実績なし）



要請後においても違反原因行為に係る情報が相当数寄せられる場合



## 「荷主等パトロール」とは

根拠法令

【貨物自動車運送事業法】 附則第1条の2

2 国土交通大臣は、当分の間、前項の荷主に対し、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう**荷主が配慮することの重要性について理解を得るために必要な措置**を講ずることができる。

- ① 荷主へアポ無しで訪問し2024年問題に関し広報・啓発活動を実施
- ② 荷主の物流拠点や産業集積地において荷待ち等を行っているトラックドライバーにし話しかけて情報収集をする
- ③ 情報収集等で得られた違反原因行為の確認・証拠収集のため、荷主の物流拠点の敷地外から荷待ち状況等の調査

島根運輸支局では①～③をメインに、物流の現場を知るため、トラックGメンの認知度向上も目的として荷主等パトロール実施しています。

- ・突然訪問することで、相手にインパクトを与えることができる。
- ・時間の制約なく自由に行い、効率的に回ることができる。
- ・基本的①～③は数社以上の規模で行うため、身バレの心配がない。
- ・法的拘束力はないが、逆に荷主が身構えないので、すんなりとヒアリングに応じてもらいやすい



## 中国運輸局の手法を他運輸局が採用し全国的な動きに。

### パトロール先拠点数約**4,400**か所

各地方運輸局において様々な手法により実施。  
(R5.7.21~R7.3.31全国の実績)

#### 全国各地で各運輸局がパトロールを実施



#### (実施例)

- 荷主事業者の事務所・物流拠点等を訪問し、以下を実施
  - ・ 違反原因行為の防止を呼びかけ
  - ・ 荷待ち状況の実態確認
  - ・ 運賃交渉への誠意を持った対応を要請
  - ・ 要請を受けた荷主等の改善状況を確認
  - ・ オンライン説明会への参加を呼びかけ



## 西日本を中心に、Gメンの広域連携（合同パトロール）も実施中



### 関東

建設会社に対するアポ無し訪問・ヒアリング  
(関東・中国Gメン、東京Gメン調査員)



### 近畿

運賃・料金の不当な据置き申告があった飲料メーカーに対するアポ無し訪問・ヒアリング  
(近畿・四国・九州・中国Gメン)



### 中部

過積載の申告があった卸企業に対するアポ無し訪問・ヒアリング  
(中部・近畿・九州・中国Gメン、名古屋Gメン調査員)



### 九州

配送センターの荷積み状況確認  
(中国・九州Gメン)